

Title	イギリス旧救貧法-「定住法」-にかんするノート
Sub Title	A note on English old poor law : the act of settlements
Author	松村, 高夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.10 (1971. 10) ,p.964(110)- 983(129)
JaLC DOI	10.14991/001.19711001-0110
Abstract	
Notes	川田寿教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19711001-0110

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス旧救貧法—「定住法」—にかんするノート

松村高夫

I

イギリス市民革命以降産業革命にいたる時期に、労役場 (workhouse) とともに、イギリス旧救貧法史上の旋回軸をなしたいわゆる「定住法」(The Act of Settlements), すなわち「王国の貧民救済改善法」(An Act for the better Relief of the Poor of this Kingdom, 13 & 14 Charles II. cap. 12) は、1662年5月に議会を通過した。以来、「定住法」は、貧民雇用論者 J. チャイルドをはじめ多数の著述家による批判をうけたが、とりわけ、A. スミスが「労働の自由な流通」を妨害するとして激し

注(1) 貧民の市ないし国への集中は富の集中であると主張する J. チャイルドは、「新交易論」(1693年)の第2章「貧民の救済および雇用について」のなかで、「定住法」にたいして以下のような批判を加え、ロンドン市、ウェストミンスター市、サザックのバラなどの地区を貧民救済のため一地域に統合して「貧民の父」という法人を設立することを提唱した。すなわち、「貧民にかんするわれわれの現在の法律の欠陥はどこにあるか」と自ら設問し、こう答えている。「その根本的なあやまりをわたしは教区自身の貧民だけを扶養することを各教区のせわにゆだねていることであるとみなす。そのことからしてあわれな放浪者を追放したり、かれらの出生地またはまえの居住地に送還したり、むちでおいかえしたりする結果が生ずる。その慣行は、わたしがロンドンで多年みてきたところでは、王国全体にとっても、王国の貧民にとってもまったくなんの益にもならなかったし、またならないであろう。もっとも、それはときとして偶然にかれらのうちのあるものにとっては刑罰、ただし効果のない刑罰であることもあるが。わたしが効果のないというのは、それが当人たちを改善しないし、他のものたちの心をすべての刑罰の真の目的である忠順にみちびくこともないからである。……かれ(小吏)がこのあわれな人間(乞食)を治安判事のところへ連行し、治安判事はこの違反者をむちうち、教区から教区へとそのひとの出生地またはまえの居住地へおくるように命ずる——20人のうちひとりの判事も(あわれみの情またはその他の理由から)そうはしないであろうが——ものとしよう。これすら国にたいするおおきな負担であり、それでいて国民の事業そのものはまったくはたされないうままである。なぜなら違反者は、指示された場所に到達するやいなや、恥あるいは怠惰のためにすぐに同地をすて、より幸運であることを期待してまっすぐにまいもどるか、あるいはどこか別のところへ放浪していき、一方そのひとが送還される教区のはうは、そのひとが怠惰な、またおそらくはいっそうわるい資質のひとであることをしっていて、そのひと自身がそこからよるこんでたもさるのとおなじくらい、そのひとのいなくなることをよるこぶのである。(傍点は著者——以下同じ)」そして「貧民を扶養し、かれらをはたらかせるただし方途が講じられるならば、かれらを排除する策を發明する必要はなく、むしろかれらを導入する策を發明する必要がある。なぜならよく管理された市ないし国に貧民がくることは事実上富がその市ないし国にあつまることであるから……」(J. チャイルド、杉山忠平訳「新交易論」(『初期イギリス経済学古典選集』3、東京大学出版会、1967年、128—131頁)。長いあいだ書誌的に誤解され混乱していた A New Discourse of Trade の出版が1693年であったことは、訳者によって確定された(訳者による「解説」参照)。救貧法研究史上でも、従来はチャイルドのこの著書の出版時点は誤解されており、例えばウェブはこの著書(ウェブは The New Discourse of Trade と誤記している)の出版は初版が1670年、第2版が1694年としていた(S. & B. Webb, English Poor Law History, part 1. English Local Government, 7, London, 1927, p. 103, p. 104, n. 1) し、また、R. パーンも、'In his discourse upon trade, written in the reign of King Charles the second, in

イギリス旧救貧法—「定住法」—にかんするノート

く非難したことが、この「定住法」を余りにも有名なものにした。だが、S. & B. ウェブが指摘するように、「この法令は、社会史家にとっては、ひとつの解きがたい謎 (a puzzling enigma) である。」⁽²⁾ というのは、その立法立案者、動機などが不明だからである。

A. スミスはいう。「非行を犯したことがまったくない人を、この人が住みたいと思っている教区からたちのかせるということは、自然的自由や正義の明白な冒瀆 (an evident violation of natural liberty and justice) である。けれども、イングランドの庶民は、自分たちの自由を熱愛はしていても、他の大多数の国々の庶民と同じように、自由がどういふところに存するかということを知りて正しく理解せず、すでに一世紀以上におよぶ現在まで、自分自身をこの圧制にさらしたままなんの救済策も講じてはいない。……わたしはあえていうが、四十歳になるイングランドの貧乏人で、その生涯のうちまだ一度も定住法というこの悪法からもっとも惨酷な圧制をうけたおぼえがない、という人はまずなからう。」⁽³⁾ と。

このような A. スミスの「定住法」批判は、F. M. イーデンによって、定住法による障害を過大に評価しているとして批判された。F. M. イーデンは、「定住法」による障害を強調する W. ヘイと A. スミスを、その障害が微弱だったとする J. ホウレットの所説からの引用を対置しつつ、つぎのように批判する。「ホウレット氏は正しくのべている。「定住法」の機能は、一般的にはきわめて微弱であったと考えられている。独身の健康な若者が居住地を変え、好むところに定着するのに、どれほどの困難があっただろうか。商業や工業が繁栄しているときに、商人や工業家は、徒弟や渡り職人を、その人が他の教区や王国の遠隔地で生まれたとか定住したとかいう理由で、雇用するのを拒否するだろうか。反対にそのような人を熱心に探し求め、どこからこようと喜んで受け入れないだろうか。さもなければ、シェフィールドやバーミンガムやマンチェスターが、まったく小さな村から、首都を除く巨大都市の大きさに匹敵したり超過したりするような人口の多い都市になることがどうしておこるのだろうか。農業使用人についていえば、かれらは教区から教区へ、州から州へ、⁽⁴⁾ 定住法のことを考えることもそれによって規制されることもなく、移り歩いたのである」と。イーデンはさらに「私はヨーロッパ史上いかなる国も、イングランドほどしばしば居住地を変える国はないと信じている。……工業都市では、ヨリ特殊的には大都市では、全居住者数にたいする土着の

the chapter "Concerning the relief and employment of the poor", his words are these' と書いて第2章を、全文ではないが、大部分収録している (R. Burn, The History of the Poor-Laws, London, 1764, pp. 140—174) ので、A New Discourse of Trade (1693年) あるいは A Discourse about Trade (1690年) が、すくなくとも1684年までには出版されていたとみなしていたことになる。

注(2) S. & B. Webb, op. cit., part 1, p. 315.

(3) A. Smith, The Wealth of Nations, 1776, 1 vol. (Modern Library), p. 141. 大内、松川訳「諸国民の富」(岩波文庫(1)), 377—8頁。

(4) J. Howlett, Examination of Mr. Pitt's Speech, 1796, p. 13, cited in F. M. Eden, The State of the Poor, vol. 1, London, 1797, pp. 297—8.

人の割合は、たぶんまったくとるに足りないであろう⁽⁵⁾とのべて、1781年のウェストミンスター一般施業所における3,236人の出身地調査の結果を掲げ、ロンドンでは居住者の4分の3が他所からきた人 (stranger) であると指摘する⁽⁶⁾。ここでわれわれは、18世紀に、「定住法」の現実の影響をめぐって、A. スミス=W. ヘイと、F. M. イーデン=J. ホウレットとの対立した把握があったことを確認することができよう⁽⁷⁾。

ところで、A. スミスの「定住法」批判は、その法律が現実にあたえた作用と影響を過大評価しているという2人の救貧法史家の主張は、現在ではすでに定説になっている。「定住法」も含めて、救貧法研究史上の転換点をなした2人の著作とは、ほぼ時を同じくして出版された D. マーシャル「18世紀におけるイングランドの貧民」(1926年)、S. & B. ウェップ「イングランド救貧法史」(1927年)、および D. マーシャルの論文「旧救貧法—1662年—1795年」⁽⁸⁾である。

注(5) F. M. Eden, *ibid.*, vol. 1, p. 298.

(6) Westminster General Dispensary の調査は1781年 Royal Society に提出された Bland 博士によるもの。それによると、3,236名の既婚者のうち、1,874名、すなわち6分の4はイングランドとウェイルズの様々な州からきたもの。824名、4分の1はロンドンで生まれたもの。280名、11分の1はアイルランド出身。209名、15分の1はスコットランド出身。53名、60分の1は外国から、となっている (F. M. Eden, *ibid.*, p. 298)。

(7) キャナンは、本稿で引用したスミスの叙述のところで、つぎのような脚注をつけている。「こういう主張をするからには、アダム・スミスとしても、それを裏づける若干の証拠を容認していたことであろう。しかし、その反面、われわれがここで Sir Frederic M. Eden, *State of the Poor, 1797*, vol. i., pp. 296—298 をひきあいだしてもさしつかえなからう。すなわち、イーデンはこの箇所 *William Hay's Remarks on the Laws Relating to the Poor, 1735* を、定住法によって生じた障害についていちじるしく誇大な見解を述べたものだと考えている。そしてヘイ (Hay) のこの書物は、1776年にはエディンバラの弁護士図書館にあったから、アダム・スミスはこれを見たかも知れないのである。」(A. Smith, *ibid.*, p. 141, n. 87. 訳、同書、378頁)。その W. ヘイの著書 *Remarks on the Laws*……はつぎのように「定住法」を扱っている。「定住法は、ひじょうにしばしば実施され、おおきな困難と経費を伴った。定住法は貧民の悩みの種であり、なんら公共の利益をもたらさなかった。というのは、貧民にたいしてもっと手厚い保護がかれら自身の教区でなされないならば、かれらもまた他の教区に住むのはもっともなことだからである。……しかしこの法律はまったくそれをしないで、かえって貧民の状態を悪化させ、かれらの雇用を促進しないで、妨害している。」(William Hay, *Remarks on the Laws relating to the Poor, 1735 & 1751*, p. 126, Report of G. Coode on the Law of Settlement and Removal of the Poor, 1851, p. 300)。そして、「定住法」にかんするこのような W. ヘイの把握が、貧民雇用論者 J. チャイルドと M. ヘイルのそれに基礎をおいていることは注目すべきであろう。ヘイはいう。「貧民の救済と雇用にかんする法律については、わたしは大法官ヘイルとジョサイヤ・チャイルドがこの問題についてのべたことを繰り返すことができるだけであり、かれらの論稿はその国に好意をもっている人びとによってしばしば読まれ考慮されるに値する」とのべて、チャイルド「新交易論」の第2章「貧民の救済および雇用について」の要旨を紹介している (W. Hay, *ibid.*, p. 126, G. Coode, *ibid.*, p. 300) なお、A. スミスが「定住法」批判の典拠としたものに、R. パーン「救貧法史」(*The History of the Poor Laws, 1764*) および「治安判事」(*Justice of the Peace, 1764*) があることを一言補足しておこう。スミスはこの2つの著書から教カ所引用しており、スミスが扱った条例はすべて前者に収録されている (pp. 94—100)。

(8) A. W. Ashby, *One Hundred Years of Poor Law Administration in a Warwickshire Village, Oxford Studies in Social and Legal History*, vol. III, Oxford, 1912, p. 61. および W. Hasbach, *A History of the English Agricultural Labourer*, 1st English Edition 1908, New Impression 1966, pp. 172—4. を参照。ハスバッチは1663年 (62年の誤記) の「定住法」にたいする見解の対立は、2人のイングランド人 (Howlett と Eden) と2人のスコットランド人 (Lord Kames と A. Smith) とのあいだにあったとしている (p. 172)。

(9) D. Marshall, *The English Poor in the Eighteenth Century*, London, 1926. S. & B. Webb, *English Poor Law History*, part 1: *The Old Poor Law*, part 2: *The Last Hundred Years*, vol. 1 and 2, *English Local Government* vol. 7—9, London, 1927. D. Marshall, 'The Old Poor Law, 1662—1795', *Economic History Review*, vol. VIII, 1937—1938, pp. 38—47.

D. マーシャルの論文は、G. ニコルスの「救貧法史」⁽¹⁰⁾に典型的にあらわれているような、従来の法制史の視角からなされた研究が、救貧法の施行が現実にもたらした影響および結果については明確にしえなかったという批判のうえにたつて、救貧立法より救貧行政の研究を、法制史より地方史の研究をすすめることの決定的な重要性を指摘した。その理由は、救貧法が一国的法律として制定されるには、他の諸法律と同様に、その実質的な実施過程が地方において蓄積されていることが前提とされており、また一国的法律の実施は地方的多様性をともなった、というのが当時のイングランドの特徴だったことにある。かの女は、1662年の「定住法」について、つぎのようにのべて、従来の救貧法にかんする通説の再検討を主張する。「ジョージ・ニコルスはこの法律があたかも救貧行政に新原理を導入したかのように書いているが『1662年法が、労働者の現実の状態に変化をもたらしたというよりは、むしろ法律上の変化をもたらした』⁽¹¹⁾ということはいまや明らかとなっている。地方の記録は1662年以前に多数の移動の例があることを示しているし、17世紀前半にはその慣行を法的に規定するいくつかの試みが議会によってなされたのである。」⁽¹²⁾ つづいて、マーシャルは、A. スミスの「定住法」批判が、現実には妥当性をもたなかったことを、つぎのようにのべる。「アダム・スミスは定住法を労働の可動性を妨げるという理由から徹底的に非難した。じっさいにこのことは、すくなくともその法律の悪しき諸結果のひとつであったようにみえる。現在利用可能な証拠によれば、移動させられた人数は、労働の可動性に大きな影響をあたえたほどには多くはなかった。」⁽¹³⁾ じつ、ウェップによれば、1万5千の全教区にたいして、「定住法」の適用によって移動命令がだされたのは、年間2,3万件、つまり1教区平均1つか2つに過ぎなかったのである。⁽¹⁴⁾ さらにマーシャルは、定住法の抜け道が多数あったこと、証明書 (1697年) は自由に使用されていたこと、その証明書は、例えばケムブリッジシャーのように、同一州内の教区間で交換されていたり、⁽¹⁵⁾ ノッティンガムシャーのある教区のように、半径10マイル以内からのものであること等々を、一般化することはできないとの注釈をつけながら、指摘している。マーシャルは証明書制度が「定住法」の機能をどの程度修正したかを明らかにすることはいまだ充分にはなされていないと指摘したが、この課題は最近の P. Styles の論文が追求している。⁽¹⁶⁾

注(10) G. Nicholls, *A History of the English Poor Law*, 3 vols, London, 1898.

(11) D. Marshall, 'The Old Poor Law, 1662—1795', p. 39. なお引用文中の「」内は、J. D. Chambers, *Nottinghamshire in the Eighteenth Century*, 1932, p. 260.

(12) D. Marshall, *ibid.*, p. 39.

(13) S. & B. Webb, *op. cit.*, part 1, p. 334.

(14) E. M. Hampson, *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire, 1597—1834*, 1934, p. 147. cited in D. Marshall, *op. cit.*, p. 40.

(15) J. D. Chambers, *op. cit.*, p. 270. cited in D. Marshall, *op. cit.*, p. 40.

(16) Philip Styles, 'The Evolution of the Law of Settlement', *University of Birmingham Historical Journal* 9 (1963/64), pp. 33—63.

この論文は、グロースターシャーの Painswick における救貧法の膨大な資料にもとづき、定住法の現実の影響を明らかにする分析をおこなったものであるが、例えば1697年法が規定した証明書の署名は、署名者全員が揃わなくとも不完全

ウェップも「定住法」の現実の機能と影響は小さかったとする点では、マーシャルと同一であり、「定住法」が「一時的貧民」やアイルランド人などを適用除外とする規定になっていたことを指摘する。「すべての賃金取得者がかれらの属している教区にじっさいに『拘禁されている』(imprisoned) としばしば主張されてきたことは、事実からはほど遠い。じじつ、その法律には大きな抜け穴があったので、多くの場所で、賃金取得者の大部分にかんしていえば、その法律は一時的な苦痛の種以上のものではなかった。第一に、『一時的貧民』('casual poor')、すなわち『遍歴中の』('on tramp) あるいは、いかなる理由によるのであれ旅行中の、男女は、定住法による移動に全く従属しなかった。なぜなら、1662年法はその適用を教区に『居住するためにきた』('coming in to inhabit') 人びとに特に限定していたからである。それゆえ、もしこれらの旅行者かあるいは放浪者のひとりが病気になるか事故にあうか、あるいはなんらかの他の理由によって出立できなかったとしても、それによってかれには、たとえ救貧をうけても、かれの定住地へ移動する義務は生じなかったのである。なぜなら、かれは教区へそこに『居住する』('inhabiting') つもりで来たのではなかったからである。さらに、アイルランド、スコットランド、マン島、英仏海峡諸島は定住地とは認められていなかった。これらの地域のどこかに属しているか、あるいは属していると宣言するいかなる人をも、1662年法によってそこへ移動させることは不可能であった。⁽¹⁷⁾ このように、1662年の「定住法」には、「遍歴職人」の移動、およびアイルランド人の流入を妨げる規定はなく、またじっさいにも妨げられたことはなかったのである。⁽¹⁸⁾ こうしてウェップは、「定住法」が労働力移動を妨げたのは農村地帯においてだけであり、産業勃興地域では18世紀はじめから労働力需要が増加し、雇用を求めて教区間の移動が増加し、「定住法」の影響は微弱だったと主張する。このようなウェップ＝マーシャルの見解は、A. スミスの「定住法」批判に反対したF. M. イーデンの見解を継承、発展させたものである、ということもまた確認できよう。

ここで、この小論で資料として使用するG. クードの「議会報告書」Report of George Coode,

なま通用していたことを具体的に明らかにしている (p. 57)。

注(17) S. & B. Webb, op. cit., part 1, pp. 334-5.

(18) 定住法が、「遍歴職人」の移動を現実には妨げるものではなかったという点について、E. J. ホブズボームはつぎのように指摘している。「かれらが放浪してはならないという理由はなかった。定住法は、職人をほとんどこまらせなかった。ウェップ夫妻は、定住法により退去させられた18世紀労働組合員の例に一つもゆきあたらなかったと、断言しているし、ニューアーク発行の膨大な居住証明書のコレクションは、ひとりの石工、印刷工あるいはブラシ製造工(もっとも後者は19世紀初期に町に遍歴駐留所をもっていた)をも記録しておらず、1世紀以上ものあいだにわずかにひとりの製帽工および皮革工を記録しているだけである。旅のおもな障害は、法律ではなく、町の手工業者の排他性(もっともこれは、18世紀までにはよわまっていたし、拡大の時期にそれを強制することはいかにしても困難であった)であったろう。しかし、他の労働組合員をさえ排除した、かたく組織されたダブリンの諸手工業職人は、遍歴職人を送迎した。」(E. J. Hobsbawm, *Labouring Men*, London, 1964, p. 38. 鈴木幹久、永井義雄訳「イギリス労働史研究」1968年、37頁)。また、アイルランド人のイングランドへの流入一般については、A. Redford, *Labour Migration in England 1800-1850*, Manchester, 1926, chap. VIII, IX. とくに18世紀のアイルランド人の流入については、pp. 132-7 (1964 ed.) を参照。定住法とアイルランド人との関連については、Report of George Coode, *On the Laws of Settlement and Removal of the Poor*, 1851, pp. 168-186. に詳しい。

Esq. to the Poor Law Board on the Law of Settlement and Removal of the Poor, 1851, The House of Commons, No. 675 of 1851, British Parliamentary Papers, Irish University Press Series, Poor Law 21. の性格、および以上概観した「定住法」研究史上における位置を一応確定しておこう。この全文352頁からなるクードの「議会報告書」は、1662年の「定住法」にかんするもっとも詳細な資料を提供している。クードは、1848年4月15日に救貧法委員会より「レスター、ケムブリッジ、およびハンティントンにいき、そこで定住法の現実の影響について調査すること」との命をうけ、1851年2月20日に救貧法委員会にこの報告書を提出した(pp. (1)-(5))。この報告書では、1662年法以前の定住関係の諸法律の叙述からはじまり、1662年法の成立経過、その逐条解釈等々が記述され、付録のなかには、1661年から1802年にいたる期間のさまざまな著述家の救貧法、とりわけ「定住法」にかんする抜粋が収録されている (pp. 265-352)。クードの「報告書」は救貧法委員会の命にもかかわらず、もろろンウェップやマーシャルのような意味での「定住法」の現実の影響についての分析はなされていない。その意味では、イーデン→ウェップ＝マーシャルという研究史の系譜に属するというよりはスミスの把握の延長線上にあるといつてよいであろう。だが、上下両院議事録にもとづく成立経過や、各条項についての叙述は詳細になされており、「定住法」について、なお不明な点を残しているとはいえ、かなりの程度明らかにしてくれる。ウェップ自身の著書も、「定住法」にかんする章のなかで、成立経過などをのべた前半部分はクードの「議会報告書」に依拠(後半部分の定住法の現実の影響については主としてマーシャルに依拠)しているのはそのためであろう。この小論は、「定住法」が現実には及ぼした影響と結果という観点を一応離れて、「定住法」そのものがなにを意図して成立したのか、その後の修正はいかなる意図をもっていたのか、といった点を明らかにすることを目的としている。したがって、その限りにおいて、クードの「議会報告書」は、依然として有効な資料であるといえよう。

II

わが国では、1662年の「定住法」の制定意図と性格規定をめぐって、それが地主的利益を體現したものと見る見解と、資本的利益を體現したものと見る見解が鋭く対立している。前者の代表的研究者は小山路男氏であり、後者は山之内靖氏である。まず、この小山、山之内両氏の主張を紹介することからはじめよう。

小山氏は、定住法を地主的利益を実現するものとするウェップの見解を容認し、ウェップの見解はすでにニコルスによっても主張され (G. Nicholls, op. cit., vol. i, p. 281)、シュヴァイツによっても確認されている (K. Schweinitz, *England's Road to Social Security, From the Statute of Labourers in 1349 to the Beveridge Report of 1942*, London, 1943, p. 41)として、「1662年法の主要目的は、ロン

ドンその他の大都市への貧民の移住と集中の防止であったと考えてよいであろう。」とのべ、クードおよびニコルスの主張を紹介したのち、「このような統一見解をうけいれるかぎり、居住地法は、もっぱら大都市における浮浪者と有能貧民の増加の防止を目的としていたといわざるをえない。しかしすべての都市が貧民の移住制限を行なったわけではない。すでにジョサイア・チャイルドが見抜いていたように、貧民の労働こそが富の源泉なのであるから、新興工業都市では貧民の居住に寛大であった。逆に人口過剰と貧困者増大に苦しんだ南部農村では、居住地法は厳格に行なわれた。……居住地法は時代が下るにつれて、農村教区の自己防衛のための政策という色彩が強くなるのである。」⁽¹⁹⁾ 筆者の見解が小山氏にほぼ近いことは、以下の行論が示すであろう。

このような小山氏の見解にたいして著しい対称をなすのは、山之内氏の見解である。氏は、1662年法の立法趣旨をのべた前文の一部に、「貧民が……共同地あるいは荒蕪地のある教区へ定住しようとする傾向があり、この傾向を阻止する必要性が示唆されている個所に注目し、1662年法の意図は農民層分解の過程で析出されたプロレタリア層が「共同地あるいは荒蕪地」に流入し半自給的農民に再び逆転する傾向を阻止し、かれらを資本のための労働者へと転化するのを促進する点にあった、と主張する。すなわち、「定住法はけっして賃労働者階層の土地緊縛を本来的使命としたものではなかった。定住法が阻止しようとした労働力流動は、農民層分解の過程で形成され、土地所有から離脱せしめられた貧民＝プロレタリア層が、当時なお困い込まれぬまま残存していた開放地地帯——定住法の表現に従えば『広大な共同地や荒蕪地』——へと流入する傾向、これであった。貧民＝プロレタリア層が『広大な共同地や荒蕪地』に流入してなれば農民化し、賃労働者からふたたび半自給的農民へと逆転する傾向、この傾向は、没落農民・手工業者の賃労働者としての流出傾向、なかんずく工業資本によって雇用される工業労働者としての流出傾向と並び、17世紀イギリスにおける人口流動の二大潮流を形づくっていた。しかも……共同体的＝中世的土地制度の外枠内で土地と結合した半農的プロレタリアートの存在こそは、当時の資本の立場からする労働者の「怠惰」の経済的基盤であり、また救済さるべき貧民の過剰（傍点は山之内氏による—以下同じ）のただなかで賃労働者の絶対的不足を現出せしめた基礎条件にほかならなかった。だから、まさに資本にとっての労働問題の解決という視点から、一方では中世的土地制度によってその半身を制約されていた農民的分割地所有の分解（＝囲い込み運動の推進）が要請されると同時に、他方では「共同地・荒蕪地」への人口流入を⁽²⁰⁾ チェックする法的措置（＝定住法の制定）が必須のものとして浮び上ってきたのであった。」つまり、「土地の共同所有関係をその経済的補完条件とする農民的分割地所有制度に依存しつつ、土地所有を喪失したプロレタリアート層が再び小農民として共同地・荒蕪地に入植しようとする傾向がなお

注(19) 小山路男「イギリス救貧法史論」, 1962年, 135頁。

(20) 山之内靖「イギリス産業革命の史的分析」, 1966年, 第5章「産業予備軍の形成」, 315頁。ただし独立論文として1962年9月に発表されたもの。

一般的に見出される段階にあって、この傾向を阻止し、共同地、荒蕪地の地主・富農的独占を実現すること、更にかかるプロレタリア層の雇農をチェックして彼らの工業賃労働者への転化を媒介・促進すること、これが定住法の歴史的使命であり、経済的本質なのであった（傍点は山之内氏による⁽²¹⁾）。とし、「定住法」を原始蓄積労働政策の展開基軸をなすものと理解するのである。そして、「定住法」の前文を「立法的虚偽の古典的事例」と評したウェップをはじめ、クードや小山氏の「共同地・荒蕪地」への貧民の流入という事実は当時認められなかったとする所説が「無責任な放言であり、史実の無知にもとづく謬見にほかならない」と断言するのである。⁽²²⁾

だが、1662年法の前文から任意に一部分を引用し、「本法の立法趣旨を明らかにした前文が自ら説明している」としてその立法の性格規定をなすのは余りにも慎重さを欠いているといわざるをえない。1662年法が、いかなる審議過程を経るなかでその前文がいかに構成されてきたのか、またその前文の趣旨は定住条件を規定した各条項と内容が一致するか否か、といった点について、可能な限り検討することは、その立法の意図を明らかにするための不可欠な作業であろう。それゆえ、つぎに定住法が制定されるにいたった過程をやや詳しく検討することにしよう。

1662年の「定住法」は、ウェップによれば、つぎのような成立過程を経たとされている。まず、1661年12月と1662年1月に、救貧にかんする4つの議案が個人議員によって提案された。すなわち、第1議案（A Bill for the Better Relief of the Poor within the Counties of Lancaster, Chester, Derby, York and Westmorland, 1661年12月13日）は、北部イングランドの大教区における救貧行政の単位として、教区のかわりにタウン・シップを採用することを提案したもの。第2議案（A Bill for the Better Relief and Employment of the Poor and the Punishment of Vagrants and other disorderly persons within the Cities of London and Westminster, and the Liberties thereof, and the Bills of Mortality, 1662年1月17日）は、「ロンドン市救貧組合」（Corporation of the Poor for the City of London）の設立を要求するもので、イギリス共和国時代に通過した他の法案と同様に、すでに無価値になっていた1647年法および1649年法を承認ないし再制定するもの（以後この議案を「ロンドン議案」とよぶ—松村）。第3議案（A Bill for the Regulating, Employing and Providing for the Poor, 1662年1月14日）は、一般的な救貧改革にかんするもの。ただし、貧民移動の条項はない。第4議案（A Bill for the constituting Corporation in the Cities, Boroughs and Market Towns in the Kingdom of England and Dominion of Wales, for the better relief and employment of the Poor, and for the preventing of the poor by the settling of them, and for the better execution of the laws against rogues and vagabonds, 1662年1月16日）は、マッシュウ・ヘイルの提案を実現すべく、ロンドン市の救貧組合をモデルにして、イングランドとウェールズの

注(21) 山之内靖「初期産業資本の労働政策——イギリス救貧法史の研究動向によせて——」, 『日本労働協会雑誌』1963年4月号, 52頁。

(22) 同上, 53頁。

すべての都市に、地方的救貧組合を設立することを提案するもので、すべての労働可能者の雇用を保証し、浮浪者にたいする罰則を実施する効果的な条項と、貧民の定住を防止する条項を含むもの(以後、この議案を「地方議案」とよぶ——松村)、であった。そして、都市の議員が主導権を握る委員会において、4つの議案はひとつの議案に結合され、こうして1662年法の「虚偽の前文」は、第3議案と第4議案の前文の結合から、また、移動、証明書、提訴にかんする重要な条項は第3議案から作成された。また、第1議案の大教区の township への分割条項は、1662年法に採用されたが、人道主義的性格を有した第2議案は無視された。1カ月以内にこの結合された議案は不注意かつ混乱した言葉で上院に回付され、そこで移動に関係ないわずかな部分が修正されて両院協議会に回付され、1662年5月に最終的に成立した、というのである。⁽²³⁾

以上の1662年法成立過程にかんするウェブの叙述は、誤解をあたえやすい点と不十分な点を含んでいる。G. クードの「議会報告書」(1851年)により不十分な点を補足すれば、正確な法案成立過程の事情はこうである。

4つの議案の結合が、「ロンドン議案」を付託されていた委員会によって開始されたのは、1662年1月18日、つまり、「ロンドン議案」が提案された翌日であり、「地方議案」の第2読会において、この「地方議案」を「ロンドン議案」の委員会に付託することが決議された。この時以降、「ロンドン議案」と「地方議案」が同一の委員会で審議されることとなったのである。この「つぎはぎ細工」(patchwork)の結果は、同年2月15日(第3読会)に、A bill for constituting corporations in the cities of London and Westminster, and in the several cities and counties within the kingdom of England and dominion of Wales, and town of Barwick-upon-Tweede, for the better relief and employment of the poor, and for the preventing of poor by the settling of them, and for the better execution of the lawe against rogues and vagabonds. となって出現したが、後述するよう、じつはこの時、「ロンドン議案」の前文と「地方議案」の前文が結合され、じつに奇妙な1662年法の前文が作成されたのである。⁽²⁴⁾そしてこの結合された議案はロンドン選出議員によって2月17日までに条項の修正がおこなわれ、2月18日に上院に回付され、2月20日(第2読会)に29人からなる委員会へ付託され、さらに、4月20日の報告後になされた救貧組合などにかんする若干の修正、ならびに4月28日(第3読会)になされた定住・移動条項以外の若干の修正を経て両院協議会に回付

注(23) S. & B. Webb, op. cit., part 1, pp. 325-6. ウェブによる1662年法の通過過程にかんする叙述は、その脚注から推察して、G. クードの「議会報告書」(1851年)に全面的に依拠していると思われる。なお、ウェブに依拠して1662年法の通過過程を叙述した小山氏は、法律の最終的成立日を1662年3月と誤記している(小山「前掲書」, 136頁)。

(24) ウェブの叙述の誤解をあたえやすい点はこのにある。ウェブによると、すでに本文中に示したように、1662年法の前文が第3議案と第4議案の前文を結合して作成されたと書かれているために、それまでの叙述から一般的救貧改革にかんする1662年1月14日の議案と、1月16日の「ロンドン議案」を結合したものが62年法の前文であるかのごとき誤解をあたえやすい。これはウェブが依拠したクードの「報告書」が、4つの提出議案に付した本文中の番号(p. 17)を付録では提出日の順序にふりかえた(p. 264)のを、ウェブが注釈を付すことなしに引用したためであろう。

されたが、会期期限(1662年5月19日)が迫ったため、議案を通過させるべく通常の方法によらずに急遽可決され、ここに1662年法が院内外の注目をほとんど集めることなく、静かに成立したのである。⁽²⁵⁾

このような1662年法の成立過程で、問題とされる62年法の前文がいかに作成されたかを検討するために、まず、62年法の前文を示そう。前文の前半部分は「貧民の窮乏、数、および不断の増加はロンドンおよびウェストミンスター市の市内のみならず、イングランド王国とウェイルズの属領の全域で、つぎのような諸理由からきわめて大きく、極度の負担となっている。その理由とは、第1に貧民の定住にかんする法律になんらかの欠陥があるということ、第2に貧民が合法的に定住しているほとんどの教区や場所において、救済および雇用の適切な規定が欠如しているために、多くの矯正不能の無頼漢にし、また他の者を窮乏のため破滅させていること、第3に無頼漢と浮浪者の逮捕ならびに貧民の福祉のために従来から制定されている法律や法令の忠実な施行が無視されていることである」となっており、後半部分の「法律の欠陥によって貧民はある教区から他の教区へいくことを制止されていない。そしてそれゆえ、かれらは小屋を建てるのに最良の原料、最大の共有地あるいは荒蕪地があり、燃したり切ったりするための森林のある教区に定住しようと努める。そしてかれらはそれを消費すると他の教区へいき、ついに無頼漢や浮浪者となり原料を供給する教区をおおいに落胆させる。新来者によって消耗されやすいからである」が、それにつづいている。⁽²⁶⁾

1662年法の前文が「ロンドン議案」と「地方議案」の前文を結合したものであることは前述したところだが、上に掲げた前文の前半部分は「ロンドン議案」の前文を修正したもので、後半部分は「地方議案」の前文そのままのものである。⁽²⁷⁾前半部分と後半部分が異質な、奇妙な前文を1662年法がもっているのはそのためである。そして「ロンドン議案」の前文は、1647年法およびそれを修正した1649年法を、再修正したものであった。⁽²⁸⁾

では、「ロンドン議案」の前文は、いかなる点が修正されて1662年法の前文前半部分となったの

注(25) 法案の成立過程については、Report of G. Coode, 1851, pp. 16-22. による。1662年法の成立が、当時いかなる階層の関心事にもならなかったことは注目すべきであろう。クードは、こう書いている。「この法律上の大変革は、院内と同様に院外でもほとんど注意をひかなかった。というのは、新聞は注意を払わなかったし、それにかんするパンフレットも書かれなかったし、両院へのこの問題にかんする請願もなかったし、両院議員は、議案を提出した人をのぞいて、その問題にかんする提案に注意を払わなかったし、また政府議員や公的にその法案と関係ある両院議員のだれも、この議事に参加しなかった。」(G. Coode, ibid., pp. 19-22)。

(26) 1662年法前文は、G. Nicholls, op. cit., pp. 279-280. および Report of G. Coode, 1851, appendix, pp. 248-256. による。ただし、R. Burn, The History of the Poor Laws, 1764. は前文として後半部分しか載せていないし、ニコルスの一部分欠けていて、不完全である。

(27) Report of G. Coode, 1851, pp. 263-4.

(28) 1647年法とは、An Ordinance for the Relief and Employment of the Poore, and the Punishment of Vagrants and other disorderly Persons. をさし、1649年法とは、An Act for the Relief and Employment of the Poore and Punishment of Vagrants and other disorderly Persons within the City of London and Liberties thereof. をさすとともに「ロンドン市救貧組合」の設立法案である。後者の前文「貧民の窮乏、数、および不断の増加は、ロンドン市内において貧民の救済および雇用に適切な規定が欠如していること、ならびに以前から制定されていた法律と法令の適切な施行を無視していることによって、きわめて大きい」(Report of G. Coode, p. 236) が、1662年1月16日の「ロンドン議案」の前文の基礎になっていることは明白である。クードは、1649年法が、「1647年法の修正であり、チャール

であろうか。またその過程を推進した主体はなんであり、またなぜその修正がおこなわれたのであろうか。前述したごとく、「地方議案」が「ロンドン議案」を審議する委員会に付託することが決議されたのは、1662年1月18日であり、2月15日には結合された法案があらわれたのだが、その間の諸議案の結合過程で、「ロンドン法案」の前文が「結合整理者」(consolidator)によって修正された(付加された)部分は、すでに本稿で1662年法の前文を示したときに⁽²⁹⁾で示しておいた部分である。つまり、提出時には「ロンドン市救貧組合」設立を目的とする議案であった「ロンドン法案」の前文に、統合過程で、貧民の窮乏、数、および不断の増加という現象が、ロンドンやウェストミンスターだけでなく、①イングランドとウェイルズの全域にわたっていること、②その理由は貧民の定住にかんする法律に欠陥があることによる等という文が付加されたのである。①が付加されたのは、「ロンドン議案」を全国的な法律にするためと考えられるが、②の貧民の定住にかんする法律制定の必要性を記した部分を付加したのはなぜだろうか。その理由は、「結合整理者」が、「ロンドン議案」を審議する委員会の委員であり、ロンドン選出議員であったことなかにある。クードはこう指摘している。「かくして下院におけるすべての問題はロンドン選出議員の手中に落ちたように思われる。かれらは自分自身では定住法を提案しなかったにもかかわらず、その提案が、かれらの選挙区民の意向にまさに沿うものであることに気づいたにちがいない。かれらは、しばしば、ごく最近も、侵入者をむちうちして通過させる規定がある旨公示したが、きわめてへんびな教区の監督官と同じように、労働不能者に救済を施し労働可能貧民に仕事を提供するという任務を放棄していたのである。」⁽³⁰⁾つまり、ロンドン選出議員は、みずからの選挙民の意向に沿うために、ロンドンなどへの貧民集中を排除するために、定住規定の必要性を把握し、「ロンドン議案」の前文にそれを付加し、そして、その定住条項そのものは「地方法案」の定住条項を、「ロンドン法案」に結合させたのである。それゆえ、提出時に有していた、「ロンドン救貧組合」設立のための前文という「ロンドン議案」の前文の性格は、結合過程で変質され、また、定住条項を規定するためという「地方法案」の前文が有していた性格も、結合過程で形骸化し、それはロンドン選出議員にとって定住条項が必要なかぎりでのみ、1662年法の前文の後半部分に組みこまれたにすぎないということが明白となるだろう。クードはこの点をつぎのようにのべている。「つぎの説明部全体(1662年法前文の後半分—引用者)が、第3号地方法案からとってこれられ、1662年1月16日に第1読会があり、ロンドン選出議員の委員会によって、定住条項の適切かつ特別の前文として、無器用であるが巧妙に挿入されたが、そのことはかれら自身の法案(「ロンドン法案」—引用者)に定住条項を挿入するというかれらの目的に非常に役立ったのである、ということはかなり明白である。」⁽³¹⁾以上のことは、修正され

ズ2世治世第16年法(1662年法—引用者)のロンドンにかんする部分の原型をなしていることは明らかである」(G. Coode, *ibid.*, p. 236)とのべている。

注(29) Report of G. Coode, 1851, pp. 263-4.

(30) *Ibid.*, p. 17.

たロンドン法案の前文、すなわち1662年法の前文の前半部分こそが「定住法」の意図したところであり、その後半部分は「定住法」制定当初から形骸化されており、1662年法の本来の意図を示してはいない、ということを含意している。

以上の1662年法の成立過程の考察から、ウェップにより「立法的虚偽の古典的事例」と称された「定住法」の前文が、きわめて異質な2つの部分から成っていること(32)の理由が明白になったし、さらに1662年法の成立意図が、その実際の作用は別として、法律成立時にはどこにあったかを示している。そして、山之内氏の「本法(62年法)の立法趣旨を明らかにした前文が自ら説明しているごとく、本法は農民層分解の結果として析出されてきたプロレタリア階層が『広大な共同地や荒蕪地のある教区に定着』する事態を防止せんがために作成されたものであった」とし、⁽³³⁾「定住法」をマニファクトリア資本の労働力確保政策とする見解は、62年法前文後半の立法趣旨にもとづいているのであるが、以上の法案成立経過の考察から、この見解が根拠薄弱であることも自ら明らかである。

III

つぎに、「定住法」の各条項について考察しよう。1662年の「定住法」は全文25項から成っており、なかでも第1項の定住規定、第2項の決定不服者の治安判事への上訴規定、第3項の証明書にかんする規定が重要である。⁽³⁴⁾第1項はつぎのように定住条件を規定している。

「いかなる教区の教区委員または貧民監督官によってなされたいかなる治安判事への告訴によっても、40日以内に、年10ポンドの価値以下の借地に、前述のごとく定住するためにやってくるいかなる人または人びとにたいして、その教区の負担になりそうな人または人びとが居住するためにや

注(31) *Ibid.*, p. 252.

(32) ウェップは、1662年の「定住と移動にかんする法律」の前文は、立法的虚偽の、すなわち議会の法律の前文が歴史的証拠として無価値であることの古典的事例であるとして、その前文の後半部分を否定する。その理由は、1. 有能貧民が「最良の原料のある教区」へ向って移動した形跡はないこと、2. 同様に共有地、荒蕪地へ大量に移動する傾向もなかったこと、3. 木材を燃したり切ったりするために森林地帯に移動することもなかったこと、にあるとし、「反対に、すべての利用可能な証拠は、移動が、人口稀薄な地帯から、つまり広く農村教区から、人口密度の大きい、ほとんどまったく統制されていないロンドンとウェストミンスター周辺へ向けて進行しており、そこには、すでに20万人の人びとが集まっていたようである」と指摘している(S. & B. Webb, *op. cit.*, part 1, pp. 324-5).

(33) 山之内靖 前掲「初期産業資本の労働政策——イギリス救貧法史の研究動向によせて——」, 52頁。

(34) 1662年法(14 Charles II. cap. 12)は、その他、第4—14項まではロンドン、ウェストミンスター組合にかんする規定(「ロンドン議案」の条項より採用したもの)、第15項はコンスタブルの任用規定(「地方議案」から)、第16—18項は浮浪禁止法にかんする規定(「地方議案」から)、第19—22項は北部諸州における大教区のタウン・シップへの分割にかんする規定(「1661年12月13日の議案」から)、第23項は四季会同で判事により無積糞、浮浪者、乞食を送還する規定(「地方議案」から)、第24項は、ウェストミンスターの司祭と参事会の特権にかんする規定(「ロンドン議案」から)、第25項は1665年5月29日まで3年間法律を延期する規定、という構成からなっている。4つの提出議案のうち無視された1つの議案を除いて、3議案からの各条項が混在しているが、とりわけ重要な第1項から第3項までは「地方議案」の条項から採用されている。通常、「定住法」の第4項以下は重要ではないとして検討の対象外とされている(例えば Nicholls, *op. cit.*, vol. 1, p. 287)。なお、R. Burn, *op. cit.*, はそれらの条文を要約して載せている(pp. 96—98)。

てくる地区のいかなる2人の治安判事 (Justice of the Peace)——そのうち1人はクォーラム——は、かれまたはかれらが当該教区の責任遂行にとって当該判事が認めるだけの十分な担保を提供するでなければ、かれまたはかれらがその直前まで土着民、戸主、寄留者、徒弟、または使用人としてすくなくとも40日間合法的に定住していた教区へかれまたはかれらを移動あるいは送還することを命ずるのは適法である。」この第1項は1662年法の核心をなす条項であるので、原文を付記しておく。「I. It shall and may be lawfull upon complaint made by the Churchwardens or Overseers of the Poore of any Parish to any Justice of Peace within Forty dayes after any such Person or Persons coming so to settle as aforesaid in any Tenement under the yearely value of Ten pounds for any two Justices of the Peace whereof one to be of the Quorum of the Division where any person or persons that are likely to be chargeable to the Parish shall come to inhabitt by their warrant to remove and convey such person or persons to such Parish where he or they were last legally settled either as a native Householder Sojourner Apprentice or Servant for the space of forty dayes at the least unless he or they give sufficient security for the discharge of the said Parish to bee allowed by the said Justices.⁽³⁵⁾」さらに、第3項は「この法律にもかかわらず、収穫時に労働するために、あるいは、ある時になんらかの他の仕事をするために、いかなる州、教区あるいは場所にいく人または人びとは、その年度の教区長、教区委員の1名、および貧民監督官の1名による、かれまたはかれらが居住しており妻と子供たちを、あるいはそのうちなんんかそここに(あるいはその人の条件が必要とするようなその他の方法で)残していく住居あるいは場所をかれまたはかれらがもっており、その居住者であると宣言された証明書を携帯しなければならない。そして、その人または人びとが、かれまたはかれらの仕事が終了した時に前述の場所にもどらないようなば

注(35) 14 Charles II. cap. 12, 1662. § 1, S. R., V. p. 401, P. Styles, op. cit., pp. 33-34. による。なお、R. Burn, op. cit., p. 95. にも同文の条項が収録されている。G. Nicholls はアレンジしているので第1項と第2項の区別がつきにくく、そのうえ正確ではない。Webb は条文そのものは載せていない。小山氏は、'for any two justices of the peace……' 以下は要約して、「2人の治安判事はそれ以前に合法的に居住していた場所に送還を命じうる」としているだけなので(131頁)、「その教区にとって救貧負担になりそうな者は退去させることができる」、「十分なる担保を提供するものは居住権をうることができる」という1662年法の重要な規定を見落している。「any person likely to become chargeable」という言葉は、挿入的方法で導入されているけれども、その条項のなかで最も効力のある言葉であって、残留者には威圧的效果をおよぼしたのである (Report of G. Coode, 1851. p. 259)」。つまり、新しい教区へ移っていった貧民は、その教区の救貧負担になるとみなされるだけで退去させることが適法とされたのである。この第1項は、注意深くみると、新しい教区が新来者を退去させる条件を文章がすすむにつれて拡大していることがわかる。すなわち、「such persons coming so to settle as aforesaid」(つまり、前文後半の「小屋をたてるのに最良の原料、最大の共有地あるいは荒蕪地があり、燃したり切ったりするための森林のある教区に定住しようと努める」ような人) から、「in any tenement under the yearly value of 10 pounds」へ、さらに「likely to be chargeable to the parish.」へと退去させる条件を拡大しているものであり、それに伴い、前文後半部分がのべている本法の制定理由から、条項の内容は乖離していったという構成になっている (Report of G. Coode, p. 259)。これは前述したような法案の成立経過のなかで前文後半部分が形骸化したことの現われでもある。ともあれ、1662年法の第1項を小山氏のように要約してしまうと、「become chargeable, or be forced to ask relief in the parish」と規定して、証明書所持者はじっさいに救貧負担になったときに退去させられるとした証明書制度 (1697年法——&89 William III. cap. 30) と1662年法との差異を不明確にしてしまう。

あい、あるいはかれまたはかれらがその仕事に病気になるいは労働不能になったばあい、そのようなばあいには、定住権はあたえられず、2名の治安判事が、その人または人びとを、この法が規定する刑罰をもって、前述したかれまたはかれらの居住地へ送還するのは適法である⁽³⁶⁾と規定している。つまり、1662年法は、他の教区に移動したばあい、①40日間居住すれば定住権を獲得すること、②10ポンド以上の借地(または借家)を借りるものは定住権を獲得すること、③その教区にとって救貧負担となりそうな者は退去させうること、④十分なる担保をもつものは定住権を獲得すること、⑤証明書をもちものは収穫労働などの仕事が終了するまでは居住できるが、定住権を獲得することはできず、仕事の終了時には、病気その他いかなる理由であろうとも、もとの教区へ帰還するか送還されること、の5点を規定している⁽³⁷⁾のである。このうち①から④までは第1項で、⑤は第3項で規定されている。(その他第2項は、決定に不服なものは、その州の治安判事につきの四季裁判で訴えることができる、規定されている。)

このような1662年法が制定されたのは、王政復古前後に労働可能貧民の窮乏が増大したからである。というのは、軍隊の突然かつ完全な解体は5万名の人を労働市場に放出したし、革命による国内市場の混乱と30年戦争によるヨーロッパ大陸の政情不安のため外国貿易が不振であったし、加えて1661—62年兩年の凶作によって穀物価格が騰貴して、小麦価格が1654年の3倍近くにもなっていた⁽³⁸⁾からである。そして、1601年のエリザベス救貧法 (43 Elizabeth cap. 2) は貧民移動の規定を含んでいないので、1601年から1662年までは、法制上は、貧民の移住はおこなわれなければならない⁽³⁹⁾であったが、前述したように、「地方の記録は、1662年以前における移動の多数の例を示している。」⁽³⁹⁾ Styles の最近の研究は、ウォーリックシャーの龍大なカウンティ記録を分析した結果、17世紀前半に移住数は増加し、1650年代には1625—39年の約3倍、1660—62年には約4倍になったことを明らかにし、それが市民戦争の影響と空位時代の混乱によるものであると推測している。さらに、かれは、「救貧負担になりそうである」との理由からもとの場所へ送還する命令は、最初1640年代に発せられ、空位時代に急速に一般化したこと、1651年以降裁判所は移住者に担保を提供するよう命じ、それが不可能なときは、最近まで住んでいた定住地へ送還したこと、そしてかような貧民にたいする政策は17世紀中期までに四季裁判により是認されたことを明らかにしている⁽⁴⁰⁾。前述したように、当時のイングランドの法律制定の特徴が、各地方や教区で現実に進行している行政を集約し、全国的なものに

注(36) 14 Charles II. cap. 12, § 3, 1662. S. R., V. p. 401. P. Styles, op. cit., pp. 33-34. による。ニコルスは、この第3項を一部分しか、しかも不完全なかたちでしか収録していない (G. Nicholls, op. cit., vol. 1, p. 286)。

(37) 因みに、P. Styles の前掲論文は、1662年法の特徴をつぎの5点にあるとしている。すなわち 1. The 'Forty Days Continuance'. 2. The £10 settlement. 3. The Power of Justices to remove persons 'likely to be chargeable to the parish'. 4. The giving of security. 5. Settlement certificates. (Styles, op. cit., p. 45)。

(38) S. & B. Webb, op. cit., part 1, p. 323.

(39) D. Marshall, 'The Old Poor Law, 1662-1795,' *Economic History Review*, vol. VIII, 1937-1938, p. 39.

(40) P. Styles, op. cit., pp. 44-5.

体系化することにあつたなかで、1662年の「定住法」の制定もまた、このような62年以前の現実に実施されてきた政策を基礎として、これを全国的適用にまで拡大したものに他ならなかった。そして、1601年に完成したエリザベス救貧法が、自らの教区内の貧民をその教区の責任において救済することを基本原理とするかぎり、他の教区への移住者が次第に増加してくるなかでは、新しい来住者を退去させる「定住法」が制定されたのは、その「必然的発展」の結果であり、こうして「1662年の『定住法』は1世紀半以上のあいだ救貧法がその周囲を回転するはずみ車 (fly wheel) となった」のである。従来のエリザベス救貧法は1640年のイギリス市民革命の開始により枢密院を中心とする中央集権の行政機構が崩壊したなかでは、もはや有効に施行されなかったけれども、その後王政復古直後に制定された1662年法が、前述したようにすでに形骸化したとはいえ、なおエリザベス的色彩を帯びた前文後半部分をもっているのはこのような理由によるのである。後述するように、他教区の労働力をマニファクチュアが必要としているというより現実的な認識は、その法律の意図は別として、法律上の前文としては、1697年法の証明書制度の制定まではあらわれない。

ところで、年10ポンドの借地保有という定住権獲得条件は、1662年法にはじめて現われたという意味で、本法の「唯一の真の革新」であるが、このような高い水準が貧民か否かを区別する基準として設定されたのはこの法案が都市の議員の主導のもとに制定されたことの反映である。というのは、定住権を獲得するための10ポンドという高い額は、農村教区では考えられなかったからである。クードは、1662年当時、10ポンドという額は「中部諸州の通常の労働者の賃金を5分の1ないし4分の1越えており、カンバーランドの労働者の賃金の2倍以上であり、コーンウォール地方の労働者の賃金の4倍以上である」と指摘し、さらに「最良地帯の良地14ないし15エーカーの平均地代以上であることは確実である。」とのべている。かような額を支払うことのできるものは全人口の極く一部にすぎなかったであろう。クードの推計によれば、地代と所得の割合を1:7と仮定し、1688年のG. キングの推計から所得70ポンド以下のものは510万1千名であるとし、その数値から1662年の推計を求めると440万名になるので、総人口（王政復古時代のG. キングによる推計）4,885,699名の9割が、もし他の教区にいけば、「教区の救貧負担になりそう」な貧民とみなされたことになる。かつて「年10ポンド価値の借地を借用しうる比較的少数の人だけを除いて、すべてのイングランド人の移動と居住の自由選択権を破滅させたこの法律（1662年法—引用者）は、意見や疑問すらだされる

注(41) E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. iii, London, 1948, pp. 459-492.

(42) E. M. Hampson, *The Treatment of Poverty in Cambridgeshire*, 1934, p. 124.

(43) *Ibid.*, p. 125.

(44) P. Styles, *op. cit.*, p. 48.

(45) G. Nicholls, *op. cit.*, pp. 281-2.

(46) Report of G. Coode, 1851, p. 258.

(47) *Ibid.*, p. 258.

(48) *Ibid.*, p. 23.

ことなく通過した」とクードが非難したように、10ポンド条項は大多数の人の定住権獲得を不可能にした規定であった。したがって、貧民の居住権獲得は、主として40日間居住という条件がみたせるか否かにかかっていたのである。

新しい教区で40日間の居住により定住権が獲得されるという規定は、16世紀の浮浪禁止法 (Vagrancy Laws) に起源をもっている。クードは、1547年法 (1 Edward VI. cap. 3) に労働不能貧民すなわち乞食の移住にかんする最初の条項があるという。かれは「官吏は労働不能貧民を馬や二輪馬車や四輪馬車あるいはその他の方法で隣りのコンスタブルに送還し、施しをうけるべくかれらの出生地あるいは3年間居住した所に着くまでコンスタブルからコンスタブルへと送還された」とのべて、1547年法に労働不能貧民の強制送還規定の起点を求めているのであるが、クードに依拠するウェッブも同様の見解をとっている。ウェッブは、さらに1547年法の強制送還条項は、1562—63年法 (5 Elizabeth. cap. 3) および1572—73年法 (14 Elizabeth. cap. 5) とによって確定的なものになったと指摘している。だが、クードおよびウェッブの指摘は正確ではない。というのは、すでに1504年法 (19 Henry VII. cap. 12) に浮浪者、乞食は出生地あるいは3年間居住していた場所への移動を命ぜられるとされているからである。そして、クードが重視する1547年法は送還される場所が出生地であることを規定してはいるが、3年間居住していたという条件は規定していない。3年間居住という条件が復活するのは1572年法 (14 Elizabeth. cap. 5) によってであり、1597年法 (39 Elizabeth. cap. 4) によって、その期間は1年間に短縮されたのである。1601年法が定住規定についてなら規定していないことは前述したところだが、その後、17世紀前半に労働力移動が増加してくると、地方的に定住条項を事実上実施するところが現われてきた。例えば、1633年には「土着民、戸主、寄留者、徒弟あるいは召使いとしてすくなくとも1カ月定住するものは誰でも、かれまたはかの女を移動させようとする告訴がなされなければ、定住しつづけられる」とされたのである。こうした歴史的過程を前提として制定された1662年法によって、40日間居住が定住権獲得の条件とされたのであるが、その居住条件は、つぎに考察するように「定住法」制定後次第に厳格に規制されるようになっていったのである。

IV

「定住法」は1662年の制定以降、1795年に基本的に改訂されるまでは、1682年から1723年にかけて

注(49) *Ibid.*, p. 11.

(50) *Ibid.*, p. 11.

(51) S. & B. Webb, *op. cit.*, part 1, p. 318.

(52) P. Styles, *op. cit.*, p. 46.

(53) Michael Dalton, *The Countrey Justice*, (1682 ed.), p. 158. cited in P. Styles, *op. cit.*, p. 47.

て僅かな修正があった以外は本質的に変化することなく存続したといわれている。⁽⁵⁴⁾ここでは、1685年の修正から考察することにしよう。

1685年法 (1 James II. cap. 17) は、定住権獲得条件である40日間の居住が、いかなる人でも自分の住所と家族数を教区委員または監督官に書面で提出したときから起算されるとした。この規定は、グードによれば、「この条項が真に意図するところは、労働者 (labouring man) の移動を完全に阻止する点にある。というのは、必要書面を提出することは、そのひとを送還する導火線になったからである。」⁽⁵⁵⁾さらに1691年法 (3 William & Mary. cap. 11) では、40日の居住は、書面届出が日曜日の礼拝の直後に公示されたときから起算すると改正され、公示を怠った教区委員や監督官は40シリングの罰金を払うと規定された。ここで問題となるのは、1691年法が、書面届出および公示による40日間の居住によらなくとも、つぎの4つのばあいには定住権をえると規定した点である。その4条件とは、新教区において、①教区官吏として1年間職務についたばあい、②教区税を支払ったばあい、③子供のいない独身者が合法的に1年間雇われたばあい、④徒弟奉行をしているばあい、である。そして、この4条件は、救貧法史上では相対的には定住条件を緩和したものではあったが、それとて、1691年法が届出・公示制度のために新しい定住権を獲得することが不可能になってしまったことを偽装するために設定されたという性格をもってはいたことは否定できないだろう。さらに、この4条件そのものも、けっして労働力の流通制限をさほど緩和するものではなかったのである。というのは、①および②の方法によって新来者に教区税を課したり、新来者を教区吏員に選出することはありえなかったため、貧民の定住の条件にはならなかったし、③の方法によっても、既婚者は1年間雇用されても定住権を獲得できないと規定されていたし、また④の方法によって徒弟修業をするものはほとんど独身者だったので、③と④の方法によっても、妻子が救貧負担対象者となる危険性をもつ既婚者の定住権獲得は不可能だったからである。⁽⁵⁶⁾

つづく1697年の「貧民救済法の若干の欠陥を補充するための法律」(An Act for supplying some Defects in the Laws for the Relief for the Poor—8 & 9 William III. cap. 30) は証明書制度を確立した法律であり、定住法の重要な修正をおこなったものであった。その前文はつぎのごときものである。

注(54) S. & B. Webb, op. cit., part 1, p. 330.

(55) Report of G. Coode, 1851, p. 591. なお、R. バーンの「届出をだすということは、たちのきを命じる権限を教区にあたえることにはかならない」(R. Burn, Justice of the Peace, 1764, vol. ii, p. 253. cited in A. Smith, op. cit., p. 137. 前掲訳, 369頁)との指摘に注意されたい。A. スミス自身は、1662年法が「ある種の詐欺、(すなわち教区吏員が貧民を買収して他の教区へゆかせて40日間滞在させ、定住権を獲得させること)を防止するのが1685年法制定の理由であったとしているが、キャナンが指摘するように、スミスがなにを典拠にしてこう主張したかは不明である。

(56) A. Smith, op. cit., pp. 136-77. 前掲訳, 368頁。

なお、1662年の定住法制定以降、その改変過程には2つの方向が見いだされるとする山之内氏の見解について一言触れておかなければならない。氏は「一つの方向は定住権取得の条件をよりいっそう厳格にし、これによって労働力流動の制限を強化するという内容を備えていた。これに対し、他の方向は収穫労働者、独身で健康な労働者、常雇い労働者、工業労働

「たんなる仕事の欠如によって住んでいる教区、タウンシップあるいは場所の負担になっている多数の貧民は、十分な職がある他の場所では、いかなる教区、タウンシップ、あるいは場所にも負担をかけずに、かれら自身や家族の生活を維持するであろう。しかし、かれらは他の場所に定住するためにやってくるのに要求されかつ必要とされる担保を提供することができないので、また、かようなばあいに通常あたえられる証明書はしばしば肉筆による書面と解釈されてきたので、マニユファクチュアの増加が労力をより多く雇用するであろう多数の他の場所において、かれらの労働が望まれているにもかかわらず、かれらは大体かれら自身の教区、タウンシップあるいは場所に住むよう制限され、他所に居住することは許されていない。」⁽⁵⁷⁾この前文には、1662年法前文後半にみられたエリザベス的色彩は消滅し、マニユファクチュアの増加が教区間の労働力移動を要請しているという「現実の状態のより明確な把握」がみられる。つまり、この前文は17世紀後半の産業発展に伴う労働力吸引の増加が、1662年の「定住法」による貧民の教区内固定化政策と矛盾するに至ったことの一定の反映ではある。だが、1697年法による証明書制度は貧民の他教区への移動を緩和する意図をもっていたのだろうか。

この証明書制度は、貧民が他の新教区に移動するときには、旧教区からの新教区宛の証明書が必要とされ、証明書所持者 (certificate man) はじっさいに救貧負担の対象者となるまでは新教区に居住することができ、新教区で救済が必要となったときには旧教区が責任を負うという制度である。1697年のこの証明書制度は1662年法の第3項で収穫労働などのさいに認められていた証明書制度を一般的な労働力需要にまで拡大したものであるから、けっして新たに導入された制度ではない。もちろん、この1697年法は証明書所持者の居住権を一定の範囲内で認容したのであって定住権をあた

者として決定的な重要性をもつ若年の徒弟労働者等について、その移動制限を大幅に緩和するという傾向を示していた」(山之内靖「前掲訳」, 315頁)とのべて、労働力流動制限の緩和の方向として、1662年法の第3項、収穫労働をおこなうものには証明書を所持して他教区へいきうとした条項、および、いま問題としている1691年法のなかの定住権獲得の4条件、さらに後述する1696-97年法の証明書制度、そして1795年法の規定を掲げている。また労働力流動制限の強化の方向として、1662年法の40日居住規定、1685年の居住書面届出制、1691年の書面届出・公示制、さらに1696-97年の規定をあげている(同上, 316頁の表)。だが、このような把握は、「労働力制限の緩和と強化の規定はしばしば同一の法令に並記されていた」(同上, 315頁)ことは指摘できても、一見矛盾する傾向が何故同一法令に現われたのかを有機的に説明することができない。いま問題としている1691年法についていえば、居住の書面届出を日曜日の礼拝直後に公示されたときから40日間の居住を起算すると改正された規定により、40日間居住を条件とする定住権獲得が事実上不可能となったことを偽装するために定住のための4条件を規定したこと、しかもその4条件による労働力流動緩和はきわめて限定されたものであったことを見落してしまうのである。山之内氏が1691年法の4条件にかんして「外来貧民のうち、独身者、子供をもたぬ者、1年間継続的に雇用される者、徒弟等は、居住手続書の提出および公示を免除される」(同上, 315頁)として緩和条件を拡大解釈しているのは誤りである。本文中で指摘したように、4条件の③は、「子供のいない独身者が合法的に1年間雇われたばあい (if any unmarried person, not having child or children, shall be lawfully hired into any parish or town for one year—R. Burn, The History of the Poor Laws, 1764, p. 97)」に定住権が獲得されるとしているのであって、「独身者、子供をもたぬ者、1年間継続的に雇用される者」がそれぞれそれだけの条件で定住権を獲得しうる規定されたわけではない。

注(57) 8 & 9 Williams III. cap. 30, S. R., p. 281. cited in P. Styles, op. cit., p. 51.

(58) P. Styles, ibid., p. 51.

えたものではないことは、その「法律の解釈に関する法律」(10 William III. cap. 11)が、年10ポンドの借地を借用するか、年々の教区吏員として1年間務めるかのいずれかによる以外には定住権を獲得できない、と規定したことによっても明らかであろう。ここで、1697年の条項は、証明書発給には教区委員および貧民監督官のすべて(あるいはすくなくとも大部分)の署名、2人以上の証人の証言、2人以上の治安判事の許可が必要とされたことに注目しなければならない。1662年法では証明書発行は教区長1人、教区委員1人および監督官1人の署名を必要としたにすぎなかったのに対して、1697年法の居住証明書発行条件はきわめて厳格に規定されたのである。その後1730年法によって、2人の証人のうち1人は判事のままで宣誓することを必要とされて、「定住証明書制度の展開は最後の段階に達する⁽⁵⁹⁾」のである。したがって、1697年法は前文の「現実の状態のヨリ明確な把握」にもかかわらず、その意図は、貧民の教区への拘禁にあったといえよう。

このような厳格な証明書発給条件の規定に加えて、教区に証明書を発行する義務はないためにいくつかの教区はまったく証明書を発行せず、また、その発行も教区委員、監督官などの意向に左右された。バーンはいう。「40日間の居住によって定住権を獲得するという安易な方法は、諸教区に貧民とのおよび教区相互の敵対状態をもたらした。そして、続いて制限的法律がつくられる原因となった。……この証明書の問題には若干の困難がある、というのは、1人の人間にとって、不幸にも定住を獲得したその場所にひきつづき居住することがどれほど不便であろうとも、また他の場所での生活によって予期する利益がどれほどのものであろうとも、証明書は、この1人の人間をい⁽⁶⁰⁾わば終生牢獄に投じる権限を教区の1吏員にあたえるものであるからである。」と。そして、ウェッブが1697年法についてつぎのように主張するとき、この法律のもつ意図を正しく指摘しているといえよう。「労働者の仕事のみならず、かれらを教区内にひきとめておくかような権力は、借地農業者 (farmer) にとって明らかにきわめて好都合だった。借地農業者は他の労働力需要が賃金率を上昇させるという危険さなしに予備労働を意のままに合法的に保持したからである。」⁽⁶¹⁾1697年法は、証明書の発給により教区間の移動を促進するものではなく、証明書の発給を制限することにより、移動を制限するところに意図があったのである。そして、「その後の50年間における議会⁽⁶²⁾

注(59) P. Styles, *ibid.*, p. 51.

(60) R. Burn, *The History of the Poor Laws, 1764*, pp. 235-6.

(61) S. & B. Webb, *op. cit.*, p. 330.

(62) 小山氏は、「証明書制度による居住制限の緩和は、その目的の一部を達成したにとどまった」として、「……1697年法が居住制限を緩和し、貧民の移動を容易ならしめる意図をもっていかは疑わしいといえることができる。この法律は、証明書による移動の特権を、世帯主でない未婚の者にまで拡張したのであるが、これによって教区の貧民移動を阻止する権力が強化されたともみられるのである」と指摘し、ウェッブの本文中の箇所を引用したのち「したがって、居住地制限は、地主や借地農業者にとっては、自己の教区内に農業労働力を引きとめる利益をもたらした。居住地法はこれらの階級の利益を保護した。本質的に『中世的』(ヘクンヤー)な居住地法が、産業革命にいたるまで堅持された理由は、その地主的性格を無視しては理解しえないのである。……リブスンやウェッブは、アダム・スミスにならって、1697年法による証明書制度の導入を、居住地制限の緩和と解釈している。けれどもこれらの諸事情からみて、それは貧民の居住について教区

および裁判所の決定は、すべてこの方向(定住権獲得を困難にする方向—引用者)に向っており、1692年法の比較的自由的な政策から離れていったのである。⁽⁶³⁾

さらに、1697年法は、「派生的居住権」(derivative settlement)を最初に規定した法律としても重要である。この規定によって、新しい教区で生まれた子供も、極貧者になったときには旧教区に送還されることになり、厳密にいく世代もさかのぼって適用されると、1世紀以前に曾祖父が定住していた遠隔地に突然送還されるということも生じ、「定住法」をめぐる18世紀の教区間の訴訟はこの「派生的居住権」をめぐるおこされることが多かったのである。また、1697年法が、救済をうける貧民の右袖肩にPという大文字とその教区名の最初の文字を表示することを義務づけたこともまた注目されよう。同時に1697年法は兵士、水夫および軍隊に働くものは定住権を獲得できないとし、さらに、1714年法(12 Anne. cap. 18)は証明書所持者の徒弟および使用人にもその規定を拡大し、さらに1722年法(9 George I. cap. 7)=ナッチブル法によって、①道路税と道路清掃税の支払いは定住権をあたえないこと、②30ポンド以下の土地購入者はその土地に住むあいだけ定住を許されることが規定された。そして、1748年法によって家屋税と窓税にまでその制限は拡大された。

以上のべてきたことから、1662年法以降、貧民の移動にたいする「定住法」は1691年法がきわめて僅かな緩和の方向を示したのを除いては、絶えず他教区への移動を制限する方向で修正されてきたことが明らかであろう。1662年にロンドン議員の都市への貧民集中排斥という意図の下に、社会の注目を集めることなく成立した「定住法」は、G. クードが the Law of Settlement ではなく the Law of Removal であると指摘したように、他教区へ移動した貧民の排除を意図したものであり、教区内に貧民を停留させておこうとする地主的利害を体现するものに急速に進展していった。そして、マニユファクチュアの発展過程で、このような意図をもつ「定住法」を廃止すべきであるという意見が強まり、現実「定住法」を効果のないものにする方向が進んでいけばいほど、「定住法」は、貧民の他教区への移動を制しようという意図を強めていったのである。ウィグであったJ. チャイルド⁽⁶⁴⁾が17世紀後半にいち早く「定住法」をきびしく批判した理由もここにあったと思われる。

付記 本稿は1970年度慶応義塾学事振興資金による共同研究「19世紀イギリスの法制・政治・経済・社会の総合的研究」のうち、筆者分担分「イギリス救貧法の研究」の一部である。

(経済学部助手)

の支配権を強化する効果をもったばかりではなく、むしろそれを目的としていたのではないかと考えられるのである。」とのべている(小山路男「前掲書」139—140頁)。

また、山之内氏は、1696年法が「前居住教区の証明書を持参する場合、外来貧民の来住を拒絶することはできない。この外来貧民が救済を必要とする場合は、前居住教区がその責を負う」(山之内「前掲書」316頁の表)ものと規定して、労働力流動制限の緩和の方向を示すものとされているが、すでに本文中で指摘したように、1696年法は証明書発給条件を1662年法より厳格にするものであり、そのことを通して教区支配を強化し、移動を制限する規定であったという点を見落している。

注(63) P. Styles, *op. cit.*, pp. 51—2.

(64) ジョサイヤ・チャイルドがトリー・フリー・トレイダーであるとする通説を史実に基づいて批判し、じつはウィグであったことを明らかにしたのは杉山忠平氏である。J. チャイルド「新交易論」杉山訳の「解説」を参照。